

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月 5日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2012

課題番号：22530477

研究課題名（和文） 新しい財務諸表の表示モデルにおける所有者持分会計論の研究

研究課題名（英文） Research of the accounting theory for shareholders' equity reflecting the change in the presentation of financial statements.

研究代表者

野口 晃弘 (NOGUCHI AKIHIRO)

名古屋大学・経済学研究科・教授

研究者番号：90208314

研究成果の概要（和文）：さまざまな議論はなされているものの、当面は、純利益と包括利益が共に表示され、その他の包括利益は原則としてリサイクルされるという財務諸表の表示モデルに落ち着いた状態にある。本研究では、そのような純利益と包括利益の関係を、測定基準の違いではなく、認識基準の違いとして捉える考え方について明らかにしている。

また、持分時価変動情報に関連して、狭義持分説に基づく損益計算の価値関連性に関する実証研究の必要性を明らかにしている。

研究成果の概要（英文）：Current accounting standards require disclosure of net income (profit and loss) and comprehensive income. During 1980s, it was required to disclose multiple income figures adjusted for inflation or price change. This research clarifies the difference and rationale on that point based on the historical and international comparative research of the accounting standards and accounting literatures. Although multiple concepts of income and multiple concepts of capital were applied, those in 1980s were multiple measurements, which was different from the current accounting treatments. Current accounting treatments can be interpreted as dual recognitions instead of dual measurements. As long as other comprehensive income items are recycled, it could be interpreted that dual concepts of income based on dual recognitions are applied, under the same capital concept.

Stock purchase warrants issued with debt or convertible debts are popular forms of contingent equity financing. And they could be used for compensation purpose such as stock options and for other purpose like rights plan as anti-hostile takeover measure. Because the fluctuation of fair value of those options could be material, how those changes should be accounting for has to be discussed. Prior study in Japan could not prove that the gains recognized from the lapse of stock options and stock purchase warrants were value relevant. But that does not mean liability classification of stock options and stock purchase warrants will not improve the value relevance. Because Japanese accounting only reflect the grant date fair value of the lapsed stock option and does not fully reflect the change in fair value of those options after the grant date. Further research is required to evaluate the value relevance of changes in fair value of contingent equity instruments.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：資本会計 二元的認識 持分時価変動明細表

1. 研究開始当初の背景

I A S B 及び F A S B よりディスカッションペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」が公表されるなど、中長期的に損益計算と資本計算が、その姿を大きく変える可能性が生じていた。

わが国においても包括利益の表示に関する会計基準の設定に関する議論が進められており、株主資本と純資産という資本の二元的な表示だけではなく、損益計算に関しても純利益と包括利益の二元的な表示が進められつつあった。

2. 研究の目的

新たなグローバルスタンダードとして提案されていた財務諸表の表示モデルでは、損益計算書が包括利益計算書へ、貸借対照表が財政状態計算書に変更され、財務諸表の区分も大きく変化する可能性があった。

本研究の目的は、財務諸表の新しい表示モデルにおける、従来の資本会計論に代わる所有者持分会計論を構築し、明らかにすることにある。

3. 研究の方法

文献研究に基づき、会計基準の歴史的な経緯を明らかにすると共に、国際比較を行っている。

4. 研究成果

本研究の成果は、(1) 持分時価変動情報に関するものと、(2) 利益の二元的な表示の解釈に関するものに、大きく分けることができる。

(1) 持分時価変動情報に関する理論的な考察の成果

新株予約権の時価変動は、その金融商品としての性格上、重要な金額となる可能性がある。そして、その金額を損益計上するか否かとは異なる次元で、情報開示を充実させるべきか否かという観点からも議論しておく必要がある。本研究では、新株予約権戻入益に関する会計基準を概観し、株式市場との関連からは、新株予約権戻入益を特別利益に計上する積極的な根拠が見いだされなかったというわが国における先行研究の結果と、そこで残された課題について検討を行った。

I A S B と F A S B の共同プロジェクト「持分としての性格を有する金融商品」は、2010年10月以降、一時停止の状態にある。しかし、既に公開草案を公表する直前の段階まで進捗していたことから、その審議の過程において、いくつかの具体的な提案が示されていた。その一つが持分時価変動情報に関する明細表である。なお、2012年12月に公表された『フィードバック・ステートメント アジェンダ協議2011』によれば、「持分としての性格を有する金融商品」プロジェクトは、調査研究プロジェクトの中の、今後18ヶ月以内に開始される優先プロジェクトに挙げられており、「概念フレームワーク」の構成要素に関する作業と連携して検討が行われることが明らかにされている。

新株予約権戻入益を含む会計利益が株式市場でどのようにプライシングされているかを考察した実証研究としては、野口・乙政・須田(2008)があり、新株予約権戻入益を含む会計利益が株式市場で割り引いて評価され、利益計算に新株予約権戻入益を含めても価値関連性は高まらないことを示す証拠が得られている。さらに、当期純利益を所与としたとき、新株予約権戻入益には追加的な株価説明力がないことが明らかにされ、比較的大きな新株予約権戻入益を計上した企業の会計利益が、株式市場で低く評価されることを示す結果も得られている。したがって、株式市場との関連からは、新株予約権戻入益を特別利益に計上する積極的な根拠が見いだされなかったことになる。

ストック・オプションについては報酬の開示という観点から、付与日における公正価値に基づく損益計算上の報酬費用の計上とは別に、ストック・オプションの時価変動の結果を示す開示が行われている。

持分プロジェクトが一時停止となる前の2010年3月に、持分証券及び長期債務証券の期中の変動を示す持分時価変動明細表の開示が提案されていた。具体的な様式も示されていたが、それは、非償還資本(普通株式・優先株式・新株予約権)、条件付償還資本(優先株式・転換社債)、償還資本(優先株式・長期債務)に区分し、それぞれについて期首残高に期中の発行額を加え、取得額あるいは失効額を控除し、さらに公正価値の変動を加減して期末残高を示すというものであった。

わが国における実証研究では、新株予約権戻入益を失効時点で計上することについて

は、その有用性に関する証拠が得られなかったものの、そのことは、新株予約権を負債に分類し、その時価変動を損益計上した場合の価値関連性について否定するものではない。

新株予約権に関する時価変動情報の持つ有用性に関しては、改めて検証が必要とされており、新株予約権を負債に分類し、時価変動差額を損益計上することに関しても、議論する必要がある。

新株予約権の時価変動差額を損益計上する余地がなかったわけではない。たとえば、転換社債の転換の会計処理で市場価額法を採用すれば、帳簿価額と市場価額の差額を損益計上する会計処理を行うことは可能である。ストック・オプションの会計でも、付与日の公正価値について信頼できる測定値が得られないという特殊な状況であれば、每期評価替えを行いながら本源的価値で測定し損益計上しなければならない場合も想定できる。しかし、実務上、そのような会計処理は避けられてきたものと考えられる。

本研究では、狭義資本説を採用して損益計算を行った場合の利益の価値関連性について、実証研究が必要であることについて明らかにしている。

なお、狭義資本説は、連結財務諸表における資本概念の拡張の流れには逆行している。連結財務諸表では、資本概念を拡張し、非支配持分も資本に含めて表示されるようになってきており、それを反映して、連結財務諸表を作成する会計処理の上でも、経済的単一体説と整合的な方法が会計基準で指示されるようになってきている。

なお、新株予約権の発展に関する歴史的経緯を研究する過程において、一般的な説明よりも、ストック・オプションという報酬制度の源流を遡ることができたと考えられる。Sweeney (1960) では、1920年代の銀行家オプションにそれを求めているが、アメリカ企業の年次報告書に関するデータベースを検索した結果、それ以前にも、実質的にストック・オプションと同じ効果を持つと考えられる報酬制度の事例が見られた。United States Rubber Co. の1904年5月17日の年次報告書では、会社が自己株式を取得し、それを主要な従業員に割り当てた上で子会社に保有させ、5年後に従業員として在籍していた場合には、割り当て時点で定めてあった価格で、その後2年間にわたり購入する選択権を与えるという従業員利益参加制度に関する説明があり、契約書の文面も添付資料として示されていた。

(2) 利益の二元的な表示に関する考察の成果

現行の会計基準では、純利益と包括利益という二つの利益が開示されている。1980年代には複数の利益が、インフレーションあるいは価格変動の影響に対応するために開示されたことがあった。本研究では、1980年代の多元的表示と今日における二元的な表示の相違を明らかにした。

20世紀前半のアメリカにおける利益に関する議論を概観すると、会計利益と経済利益の比較を通じた利益概念の研究に関するものが多く見られた。また、20世紀半ばには、当期業績主義と包括主義の議論が活発化し、その後、会計基準も包括主義の採用で落ち着くことになる。

利益概念に関するもう一つの重要な論点は、インフレーションや価格変動の会計利益に及ぼす影響に関するものであった。一般物価変動会計情報だけではなく、現在原価会計情報についても一定の支持があり、1970年代のインフレーションを契機として、1980年代には会計基準によってインフレーション会計が採用されることになる。

ASOBATでは、歴史的な原価情報だけではなく現在原価情報の提供という多元的評価が、投資家への情報提供の観点から主張されていた。ASR190による取替原価情報の提供、FAS33による一般物価変動会計情報及び現在原価情報、あるいはSSAP16による現在原価会計など、制度上もさまざまなインフレーション会計が導入された。その結果、取得原価主義に基づく利益、一般物価変動修正利益、個別物価変動修正利益という複数の利益が表示される財務諸表も作成されており、異なる資本維持概念に基づく複数の利益が表示された。その後、インフレーションの沈静化とインフレーション会計情報の価値関連性に関して明確な実証結果が得られなかったため、FAS33もSSAP16も廃止されることになる。

IASBは純利益を排除し、包括利益に一本化することを目指したものの、それは達成できず、世界標準の会計基準としては、純利益と包括利益という二元的な表示に落ち着いている。一つの利益ではなく、複数の利益の表示が制度上要求されるという状況は1980年代のインフレーション会計の時代と同じである。しかし、その内容、あるいは理論的な位置づけは異なっている。

純利益と包括利益の関係を分析する際に問題となるのが、包括利益として一度認識された項目が、その後、いわゆる実現時点で、純利益の構成要素として再び認識されるか否か、いわゆるリサイクルの有無である。

アメリカの会計基準や日本の会計基準では、原則としてそのようなリサイクルが行われている。これに対し、国際基準では、固定資産の評価に関して再評価モデルが選択さ

れた場合など、リサイクルが行われない。そのため、両者をわけて議論を進める必要がある。

その他の包括利益項目が完全にリサイクルされるのであれば、純利益と包括利益の累計額はいずれ一致することとなるため、両者には同じ資本概念が採用され、名目資本維持計算が行われていることになる。これに対し、前にも述べたように、1980年代のインフレーション会計の時代には、異なる資本概念に基づく異なる利益測定が行われていた。したがって、現在の純利益と包括利益という二元的な利益表示は、測定基準の相違に基づくものではなく、利益の認識時点の相違に基づくものと説明することができる。

ここで、注意しなければならないことは、純利益と包括利益の計算に同じ資本概念が適用されているものの、各会計期間において利益計算の基礎に用いられる維持すべき資本の金額が同じという訳ではないことである。たとえば、その他有価証券の評価差額が、既に計上されていたとすれば、純利益の計算においては、その金額は維持すべき資本の金額を構成しないが、包括利益の計算においては、その累計額を維持すべき資本の金額に算入した上で、当該会計期間の包括利益の計算を行う必要がある。しかし、そのことは、利益の認識基準の違いを示しているだけで、時価の変動を包括利益の計算から排除している訳ではない。包括利益の計算が、実質資本維持会計や現在原価会計ではないことについては、確認しておく必要がある。

その他有価証券に関する時価変動は、それが発生した時点において、その他の包括利益として、包括利益の計算上は認識される。しかし、その時点では、まだ純利益の計算要素には入ってこない。その他有価証券が売却された時点で、その売却益は計上されることになり、純利益の計算に入るのである。つまり、その他有価証券に関する時価変動は、その発生時点で包括利益は認識されるのに対し、純利益は実現時点まで認識されないようになっている。

1980年代の多元的な利益数値の表示が、多元的な資本維持概念に基づく多元的評価、すなわち測定基準の違いに基づくものであったのに対し、現代における純利益と包括利益という二元的な利益数値の表示は、利益の認識基準の違いに基づいていると説明することができる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

- ① 野口晃弘「新株予約権の会計と持分時価変動情報の開示」『現代ディスクロージャー研究』査読無、13号、2013(再校中)

〔学会発表〕(計4件)

- ① Noguchi, Akihiro “Analysis on Dual Concepts of Capital: From Dual Measurements to Dual Recognitions” International Conference on Business, Economics and Information Technology (March 19th, 2013, Cairns, Australia)
- ② Noguchi, Akihiro “Accounting for Equity and the Statement of Capitalization at Fair Value” International Conference on Business, Economics and Information Technology (March 19th, 2012, Ho Chi Minh City, Vietnam)
- ③ Noguchi, Akihiro “Accounting for Equity and the statement of capitalization at Fair Value” International Conference Issues of economic development and accounting in Asia.(November 28, 2011, Foreign Trade University, Hanoi, Vietnam)
- ④ 野口晃弘「持分時価変動明細表の意味」現代資本会計研究会・大分会計研究会(2010年12月23日大分市コンパルホール大分大学梶田研究室主催)

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.soec.nagoya-u.ac.jp/~noguchi/C22530477.htm>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

野口 晃弘 (NOGUCHI AKIHIRO)
名古屋大学・大学院経済学研究科・教授
研究者番号：90208314

(2) 研究分担者なし

(3) 連携研究者なし